

第3回北海道子どものいじめ防止に関する条例（仮称）検討委員会 における主な意見（概要）

日時：平成25年7月10日 14:00～16:00
場所：北海道第二水産ビル 8階BC会議室

○ 北海道子どものいじめ防止に関する条例(仮称)の基本的な考え方(案)に対する意見

1 総則

(1) 目的

子どもたち自身が自他の尊厳や人権を尊重し、互いに成長できる環境を自分たちでつくり上げていく力を獲得していくために、教員をはじめとする大人たちが努力していくことが重要。

(2) 用語の定義

いじめの定義について、衆議院及び参議院の附帯決議にあるように、限定的に解釈しないようにすることが重要。

(3) 基本理念

学校の中だけのいじめに限定せず、複数の学校間のいじめや学校外でのいじめについても対応を考えていく必要。

(4) いじめの禁止

児童生徒がいじめの問題について理解を深め、互いの違いを認め合い支え合うという観点から、主体的にいじめの問題を解決する力を育むことについて検討する必要。

(5) 関係者の責務や役割

ア 個人としての役割以外に、学校以外の団体に対しても注意を喚起するような意味合いを含ませることについて検討する必要。

イ 保護者の責務について、法同様に、家庭教育の自主性が尊重されるべきことや、学校の責任を軽減するものではないことについて検討する必要。

2 いじめ防止基本方針等

(2) いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等に関係する機関及び団体は、民間団体も対象として検討することが重要。

3 基本的施策

(1) 道が設置する学校におけるいじめの防止

ア 「いじめが生まれにくい環境」について、児童生徒を押さえ込むような受け止めがなされないような配慮が必要。

イ 誰もがいじめの被害者や加害者になり得ることから、いじめの種を芽のうちから育てないようにしていく素地をつくっていくことが重要。

ウ いじめが生まれにくい環境づくりに当たっては、児童生徒の問題解決能力の育成という視点が重要。

エ ホームルーム活動や生徒会活動などの充実により、「どのような理由があってもいじめはいけないことだ」という意識の改善が見られることから、児童生徒の主体的な活動を促進するという視点は重要。

オ 子どもたちが自分たちでいじめの問題を考え、何らかの提案をしてきた場合に、大人の方がその声をしっかりと受け止めていくことが重要。

カ いじめの問題について、「いじめはいけない」という考えを育てることと、「いじめをしない」という実践力を育てることの両面から取り組むことが重要。

キ 児童生徒の自主的な企画及び運営による活動においては、「学習」にかかわる視点も重要。

(3) 関係機関等との連携等

いじめの防止のためには、人権擁護委員会が小・中学校、高校で行っている人権教室が効果的であり、一層の推進が重要。

4 いじめ防止等に関する措置

(2) いじめに対する措置

保護者間の争いが起こった場合、学校は対応に苦慮することが多いことから、専門的あるいは第三者的な見地から助言を行い、学校を支援することが重要。

(6) 大学等との連携

大学や民間団体等との連携について、フリースクールや町内会の青少年育成担当者などとも協力していくことが重要。

5 重大事態への対処

(1) 道、学校による対処

重大事態が発生した場合、当事者はもとより、当事者以外の児童生徒や保護者も心の傷を負うことから、情報提供とともに支援も必要。

6 雑則

(1) 学校評価における留意事項

学校評価は、事故の隠蔽につながらないように、適正な対応がなされたことに対して評価の重点を置くことが重要。

その他

いじめ、体罰、虐待は、関連がある部分を有するので、そのことを念頭に置いて対策に取り組んでいくことが重要。